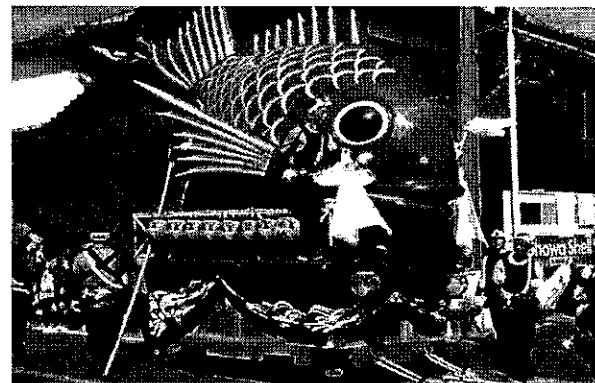


第2次波多津町まちづくり計画



平成26年3月

波多津町まちづくり運営協議会

目 次

1. あいさつ	1
2. 地域の元気推進事業とは	2
3. これまでの主な取り組み	3
4. 波多津町民憲章	4
5. 波多津町のシンボルマーク	4
6. 波多津町の花・木	4
7. 第2次計画全体構想	5
8. 各部会の基本テーマ・具体的な内容	6
9. 各部会の「課題の柱・推進事業・具体的な取組」…	7～12
10. 波多津町まちづくり機構図	13
11. 波多津町まちづくり運営協議会規約	14～15

○あ い さ つ

『山は静かに常にあり 育て諸鳥声澄みて……』

豊かなわが郷土と伸び行く子どもたちを謳った波多津中学校々歌であるが、今はその中学校もなく、更には伝統ある小学校も、この町から姿を消そうとしている。波多津の文化や伝統や生活が、いま根底から崩れ去ろうとしている。何とかならないのかとあせらずにはいられないが、事が人口減という波多津だけでなく国全体の問題であるだけにその根は深い。

これまで活性化を図るために、「みなと祭り」や「ふれあい広場」「貝養殖」「塩焚き」「カキ焼き」「公園整備」等々、かなりの努力はしてきているが、いくらかの成果は出せているものの、波多津を根本的に変える対策にはなっていない。

これまで、「まちづくり」の視点としてきたことは

1. 波多津にしかないもので勝負する。(他所の真似をしない)
2. 人材を育てる。(ものごとを進めるのは人であり、金が先ではない)
3. 柔軟で多様な視点で情勢を見る。

などであるが、方向性は誤っていないと思う。

町おこしエネルギーの根源は住民であり、それを引き出しまとめていくのがリーダーである。リーダーの集合体がこの「波多津町まちづくり運営委員会」であり、そういう意味ではこの組織の存在は絶大である。先達から受け継いだタスキを絶やすことなく、しかも更に向上させていく使命を受けている。

行政の財源が更に厳しくなり、交付金としての支援も期待できなくなっている今、波多津の未来を救うためには、一層の郷土愛とそれを活かす新たな知恵が求められている。

第2次波多津町まちづくり計画策定委員会

1. 地域の元気推進事業とは

- 市長のマニフェスト元気づくり施策のひとつ「地域の元気推進事業」

・「伊万里市民が主役のまちづくり条例」に基づき、自主的・自立的な地域のまちづくりを支援する事業です。

2. 事業実施の背景・目的

- 分権型社会システムへの転換

⇒ 地域の自己決定、自己責任、自己負担の原則のもと、住民自治を中心にした地域分権型社会の確立へ

⇒ 地域分権型社会とは……

行政と市民の役割を明確にし、対等な立場で協働のまちづくりをすすめるとともに、地域全体で協力して課題解決に取り組み、相互扶助の意識の向上を図り、行政の権限・財源の一部を地域に移譲することにより、住民自身の手で「自己決定」・「自己実現」・「自己責任」のまちづくりを推進することを目的とします。

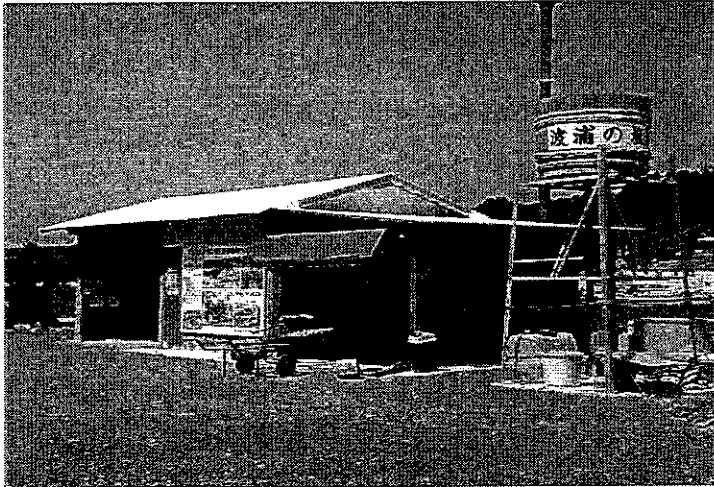
3. 波多津町の取り組み

- 平成20年度 波多津町が「地域の元気推進事業」の指定を受ける。
- 平成20年度 波多津町まちづくり運営協議会を設立。

これまでの主な取り組み（平成20年度～25年度）

◎平成20年度

【波浦の塩釜開き】



◎平成22年度

【あぐり山整備】



◎平成21年度

【家読フェスティバル】



◎平成25年度

【波多津ウォーク2013】



◎波多津町民憲章

前 文

わたしたちは、波多津町民であることに誇りを持ち、「波多津を学び、波多津を語り、波多津を創る」という「三つの誓い」を掲げ、より豊かで潤いのある町にすることを願い、この憲章を定めます。

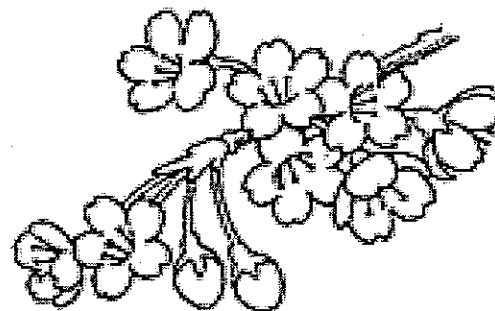
主 文

- 1 わたしたちは、豊かな自然を大切にし、感動ある体験を通して、豊かで潤いのある感性を育みます。
- 2 わたしたちは、お互いにあいさつを交わし、共に助け合い、明るく活気のある町づくりに努めます。
- 3 わたしたちは、伝統文化を大切にし、夢と希望あふれる未来を創ります。

◎波多津町のシンボルマーク



◎波多津町の花・木



第2次波多津町まちづくり計画全体構想 (H26~H31)

「豊かな自然と人情あふれる波多津町」

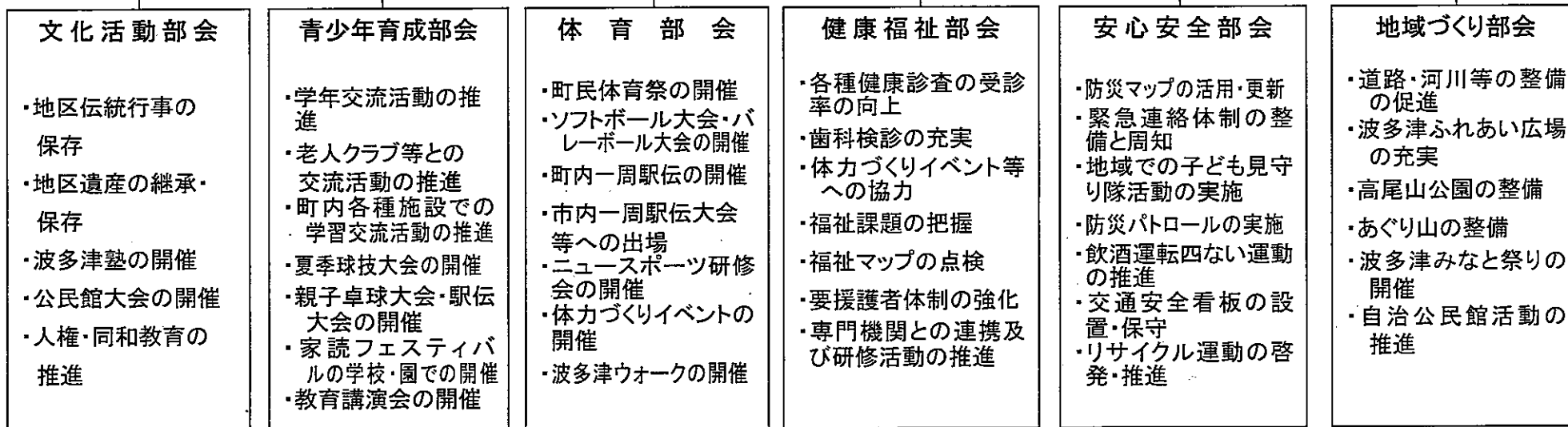
町 民 憲 章

◎主題1

活力と魅力あるまちづくり

◎主題2

共に支えあう福祉のまちづくり

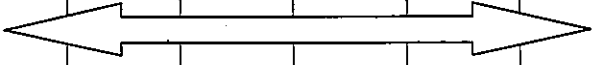
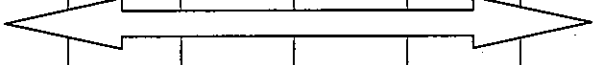
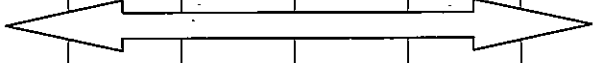
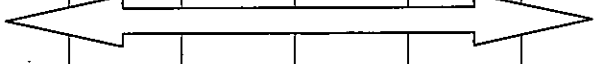


各部会の基本テーマ・具体的な内容

部 会 名	基 本 テ ー マ	具 体 的 な 内 容
文化活動部会	地域の歴史や文化を 生かしたまちづくり	文化は私たちにゆとりや潤いをもたらし、地域に対する誇りや愛着の心を育て、このことが郷土への愛着へとつながります。文化財の発見や保存・保護に努めるとともに、文化の持つ意味を理解し、活用を促進するための取組を行います。
青少年育成部会	青少年の豊かな心や たくましい体を育むまちづくり	次代を担う、心身ともに健全な青少年の育成は、町民の願いであり責務です。家庭・学校・地域の連携により、子どもたちが、豊かな心とたくましい体を育む活動を促進します。併せて、周囲の大人(保護者、町民等)が、育成者としての自覚や認識を深める取組を行います。
体 育 部 会	スポーツ振興による 元気なまちづくり	スポーツは、健康の保持と体力の増進のために、なくてはならないものです。また、競技やプレイを通じた交流や親睦の推進は、地域づくりに大きな役割を果たします。生涯にわたり運動やスポーツに親しみ、町民の健康づくりを目指すとともに、元気のある地域づくりに取り組みます。
健康福祉部会	共に支えあう福祉のまちづくり	今、高齢化の進行による高齢者に対する支援の在り方や、障害者のノーマライゼーションの取組など、様々な福祉課題が顕在化し、その解決のための取組が求められています。また、波多津町では、各種検診の受診率の向上も大きな課題となっています。これらの課題解決のための取組を行います
安 心 安 全 部 会	暮らしを守り 安全安心なまちづくり	平成23年に発生した東日本大震災は、原子力災害を併発し大きな被害をもたらしました。平成25年度に波多津町防災マップが作成されたことを受けて、マップの活用や防災体制の整備などを行って行きます。また、子ども見守り隊活動や交通安全遵守の呼びかけ、環境保全対策の取組を継続して行って行きます。
地域づくり部会	活力と魅力あるまちづくり	波多津町は自然豊かな土地であり、これを活かした産業の町です。これまで、「ふれあい広場」や「あぐり山」等の整備を行い、「波多津みなと祭り」、「波多津ウォーク」のイベントを開催し、町内外から多くの交流人口を得ています。平成26年度の西九州自動車道南波多IC開通を見据え、これまでの取組を更に推し進めます。

○まちづくり計画 「課題の柱・推進事業・具体的な取組」

部会名（文化活動部会）

基本テーマ	課題の柱	推進事業	具体的な取組	年 度											
				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度						
地域の歴史や 文化を生かし たまちづくり	歴史遺産・伝統文化 の継承・保存	伝統文化の継承	地区伝統行事の保存												
		歴史遺産の継承・保存	地区遺産の継承・保存												
	地域文化の振興	文化講座の実施	波多津塾の開催												
		地域文化活動の推進	公民館大会の開催												
		人権意識の高揚	人権・同和教育の推進												

○まちづくり計画 「課題の柱・推進事業・具体的な取組」

部会名（ 青少年育成部会 ）

基本テーマ	課題の柱	推進事業	具体的な取組	年 度					
				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
青少年のたくましい心や 体を育むまちづくり	子どもの交流体験 活動の充実	波小・波東小交流事業	学年交流活動の推進						
		異年齢交流事業	老人クラブ等との交流活動の推進						
		施設訪問活動事業	町内各種施設での学習・交流活動の推進						
	子ども会活動 の推進	夏季球技大会の開催	夏季球技大会の開催						
		親子卓球大会・駅伝大会の開催	親子卓球大会・駅伝大会の開催						
	家庭教育の推進	家読の推進	家読フェスティバルの各学校・園での開催						
		いじめ予防の推進	教育講演会の開催						

○まちづくり計画 「課題の柱・推進事業・具体的な取組」

部会名 (健康福祉部会)

基本テーマ	課題の柱	推進事業	具体的な取組	年 度					
				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
共に支え合う 福祉のまちづくり	生涯健康づくりの 推進	健康づくり推進事業	各種検診の受診率の 向上	←————→					
			歯科検診の啓発	←————→					
			体力づくりイベント 等への参加・協力	←————→					
	地域福祉の充実	地域安全活動の推進	福祉課題の把握	←————→					
			高齢者訪問活動による 安否確認	←————→					
			福祉マップの点検	←————→					
			要援護者体制の強化	←————→					
		福祉事業の連携と知識・ 技能の習得	専門機関との連携及び 研修活動の推進	←————→					

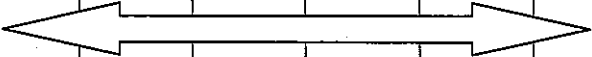
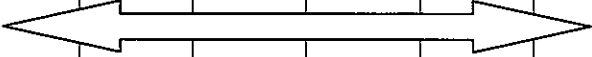
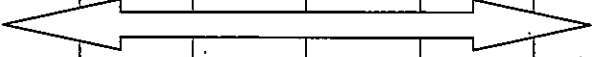
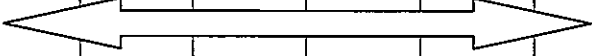
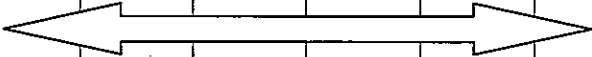
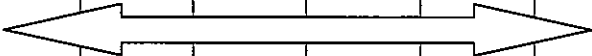
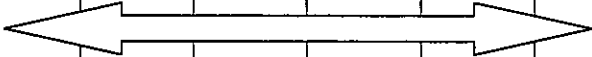
○まちづくり計画 「課題の柱・推進事業・具体的な取組」

部会名 (安心安全部会)

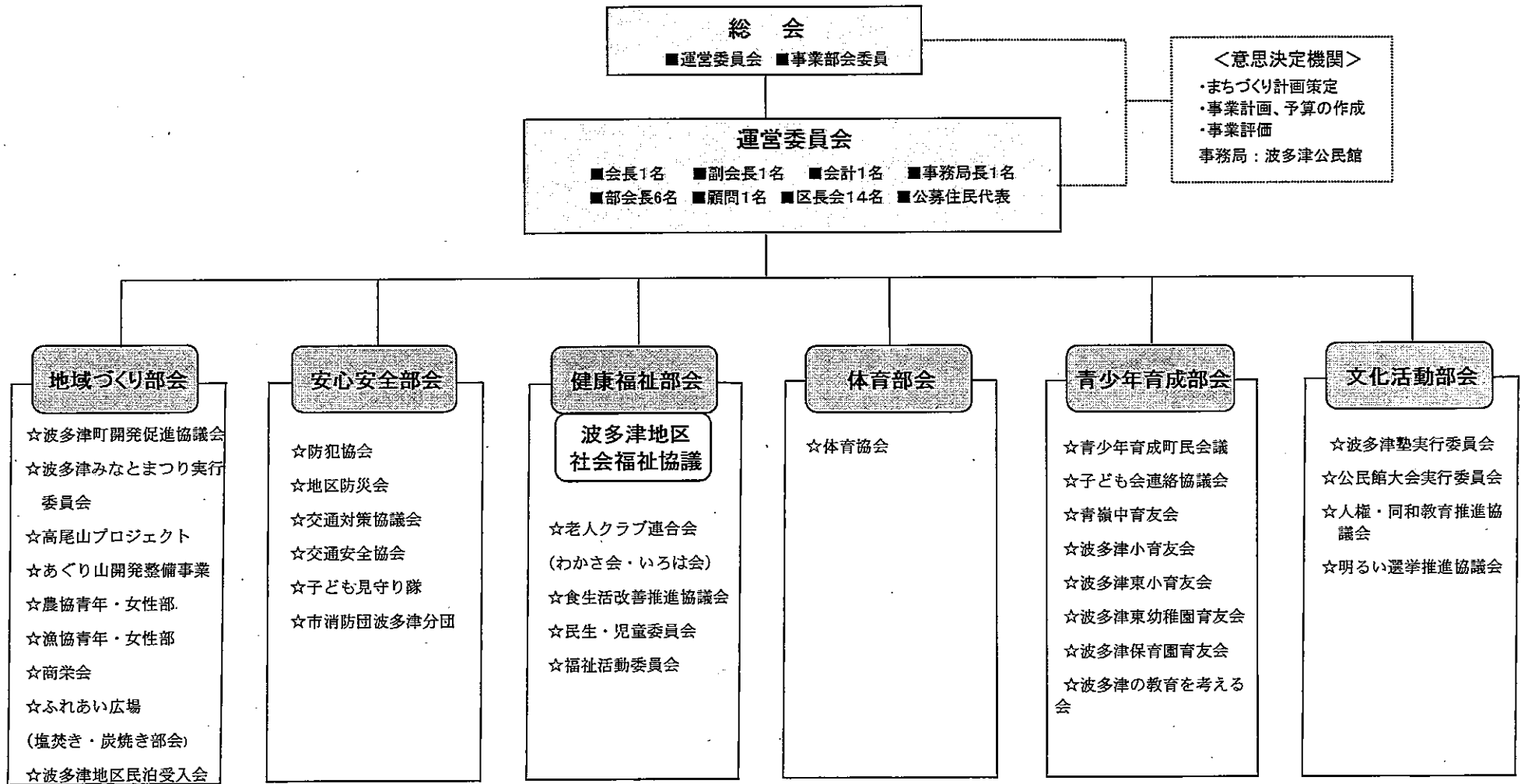
基本テーマ	課題の柱	推進事業	具体的な取組	年 度					
				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
暮らしを守り、 安全・安心な まちづくり	暮らし安全の確保	災害情報システムの 確立	防災マップの活用・更 新						
			緊急連絡体制の整備 と周知						
		町内防犯パトロール の実施	地域での子ども見守 り活動の実施						
			防災パトロールの実 施						
	交通安全の強化	飲酒運転の根絶	飲酒運転四ない運動 の推進						
		交通安全看板の活用	看板の設置・保守						
	環境対策の推進	資源再利用の推進	リサイクル運動の啓 発、推進						

○まちづくり計画 「課題の柱・推進事業・具体的な取組」

部会名 (地域づくり部会)

基本テーマ	課題の柱	推進事業	具体的な取組	年度					
				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
活力と魅力あ るまちづくり	インフラの整備	生活・産業基盤 の整備	道路、河川等の整備 の促進						
	観光の振興	観光資源の開発 と充実	波多津ふれあい広場 の充実						
			高尾山公園の整備						
			あぐり山の整備						
			波多津みなと祭りの 開催						
			波多津ウォークの開催						
	住民意識の高揚	自治活動の活性化	自治公民館活動の推 進						

●波多津町まちづくり機構図



波多津町まちづくり運営協議会規約

(名称)

第1条 本会は、波多津町まちづくり運営協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、「波多津町民憲章」の精神を以って、住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて自ら行動することによって、町民が誇りと郷土愛を抱く住み良いまちを形成していくことを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を伊万里市波多津町辻1080番地、波多津公民館に置く。

(活動範囲)

第4条 本会の活動範囲は、波多津町地域内とする。ただし、他の関係団体等と協力、連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 本会は波多津町まちづくり計画を策定するとともに第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1)地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する活動
- (2)地域活性化に関する活動
- (3)健康・福祉の向上に関する活動
- (4)生活環境の保全に関する活動
- (5)地域の防災・防火及び防犯に関する活動
- (6)自治会活動との連携に関する活動
- (7)その他目的達成のために必要な活動

(組織)

第6条 本会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1)波多津町に居住する住民
- (2)波多津町で活動する自治会、団体
- (3)波多津町に所在する事業所
- (4)その他、会長が必要と認める者

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

事務局長 1名

部会長及び副部会長 各6名

監事 2人

- 2 会長、副会長及び監事は総会において選出する。
- 3 会計、事務局長は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 部会長及び副部会長は、各部会において選出する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- (1)顧問は本会の運営全般に対し、意見を述べることができる。
- (2)顧問は運営委員会で選出する。

(役員の職務)

第9条 本会役員の職務は次の通りとする。

- (1)会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3)会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4)監事は、本会の会計及び業務を監査し、総会に監査報告を行う。
- (5)事務局長は、本会庶務を担当する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期期間中に改選された新役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、運営委員会及び事業部会とする。ただし、会長が必要と認めるときは、別に会議を設置することが出来るものとし、議事内容については運営委員会に報告しなければならない。

- 2 本会の会議等は、すべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても広く町民に周知するものとする。

(総会)

第12条 総会は、運営委員会及び事業部会委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または、運営委員の過半数の請求があった場合は、臨時総会を開催することが出来る。

- 3 総会は会長が召集し、議長となる。
- 4 総会は次の事項を決定する。
 - (1)まちづくり計画の策定及び改正に関する事
 - (2)協議会の事業計画、予算、決算に関する事
 - (3)団体の加入及び脱退に関する事
 - (4)その他、重要事項に関する事

(運営委員会)

- 第13条 運営委員会は本会役員、区長、顧問及び公募住民により構成する。
- 2 運営委員会は、総会に諮るべき事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。
 - 3 運営委員会は、会長が召集する。
 - 4 会長は運営委員会の議長となる。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を求めることが出来る。

(事業部会)

- 第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、本会に事業部会を置く。
- 2 事業部会に次の部会を置く。
 - (1)文化活動部会
 - (2)青少年育成部会
 - (3)体育部会
 - (4)健康福祉部会
 - (5)安心安全部会
 - (6)地域づくり部会
 - 3 部会長は部会を代表し会務を総括する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときは、その職務を代行する。
 - 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることが出来る。

(会計)

- 第15条 本会の運営等に関する経費は、交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附則

- この規約は、平成20年7月1日から施行する。
この規約は、平成26年5月23日から施行する。

